

# 北海道中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

令和7年5月16日

## 1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針2019に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「北海道PF」という。）を設置し、官民が協働して北海道内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめや進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間、集中支援に取り組んできたところである。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針2024において、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことを踏まえ、北海道PFにおいても従前より取り組んできた就職氷河期世代を含む、不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと支援対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場の拡大に向けた支援に取り組んでいくこととする。

これに伴い、北海道PFは令和7年度から「北海道中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「北海道協議会」という。）と名称を改めることとする。

北海道協議会においては、様々な立場の構成員が、中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換を行うことを通じて、地域社会における関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられることを踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

## 2 構成員

別紙に掲げる団体（機関）で構成する。

なお、必要に応じて、他の関係団体（業界団体を含む。）や機関に対して構成（オブザーバーを含む。）の参画を求めること、また、ヒアリングを行うことができるものとする。

## 3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

### (1) 行政機関

#### ① 北海道労働局

- ・北海道協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・福祉と就労をつなぐ道内市町村のプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②北海道経済部（労働政策局）

- ・北海道協議会取りまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・市町村PFとの連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報、実施

③北海道保健福祉部（福祉局）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村PFの好事例の把握
- ・管内の孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策PF」という。）との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・孤独・孤立対策PFの好事例の把握
- ・各種支援策の周知、広報

④札幌市

- ・各種支援策の周知、広報、実施

⑤就労支援機関（ハローワーク、機構、道の就労支援施設等）

- ・専門窓口（チーム等）等による就職支援
- ・企業説明会、面接会の開催
- ・企業に対する処遇改善の働きかけ
- ・個別求人開拓（限定・歓迎求人等の確保）
- ・職業訓練の実施
- ・北海道協議会取りまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

⑥地方関係機関（北海道経済産業局、北海道厚生局）

- ・関係業界、団体への協力要請

(2)他の行政機関、経済団体、労働団体、支援団体等

- ・中高年世代を対象とした求人募集、処遇改善等の企業への働きかけ

- ・就労や社会参加に向けた相談支援
- ・採用後のフォローアップ支援の充実（正社員化）
- ・行政支援策等の周知
- ・北海道協議会取りまとめ事務局への政策提案

#### 4 北海道協議会における取組事項

北海道協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

##### (1) 気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう北海道内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

##### (2) 支援対策者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」を参考にすることとする。

###### ①不安定就労状態にある方

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方

###### ②就職を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方

###### ③社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ひきこもり状態にある方、生活困窮に陥っている方、長期無業の方など、就労支援だけではなく、社会参加に向けた支援を必要としている方(※)

※社会参加に向けた支援を必要とする方の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

##### (3) 市町村支援状況の把握

市町村における中高年世代に対する支援の状況について調査する。

##### (4) KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①KPIは適切なものを検討の上設定する。
- ②KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。

③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

また、支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものであり、北海道協議会は、「(2)支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする方については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村PFの取組を支援していく。

#### (5) 市町村PFとの連携

北海道協議会は、市町村PFの事務局と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・北海道レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに、市町村PFの好事例の周知等、必要な情報提供

### 5 北海道協議会の会議運営

(1) 上記の協議を行うため、年2回を目安として協議の場を設けることとするが、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

また、開催方法については、書面による開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行うことができるものとする。

(2) 北海道協議会の会議においては座長を置き、北海道労働局職業安定部長をもってこれに充てる。

### 6 秘密の保持

北海道協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。

## 北海道中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成団体(機関)

| 区 分    | 団体・機関名                           |
|--------|----------------------------------|
| 経済団体   | 一般社団法人 北海道商工会議所連合会               |
|        | 北海道商工会連合会                        |
|        | 北海道経済連合会                         |
|        | 北海道中小企業団体中央会                     |
|        | 一般社団法人 北海道中小企業家同友会               |
| 労働団体   | 日本労働組合総連合会 北海道連合会                |
| 支援団体   | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部      |
|        | 公益社団法人 北海道私立専修学校各種学校連合会          |
|        | 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会                |
|        | 公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会             |
|        | 特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 北海道支部 |
| 市町村    | 札幌市                              |
| 行政機関   | 北海道経済産業局                         |
|        | 北海道厚生局                           |
|        | 北海道労働局                           |
|        | 北海道経済部(労働政策局)                    |
|        | 北海道保健福祉部(福祉局)                    |
| オブザーバー | 北海道市長会                           |
|        | 北海道町村会                           |